

滑川市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、市行動計画を策定。

政府行動計画に基づき、国、県、市、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進。

[国] 平成24年5月11日 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定

[県]

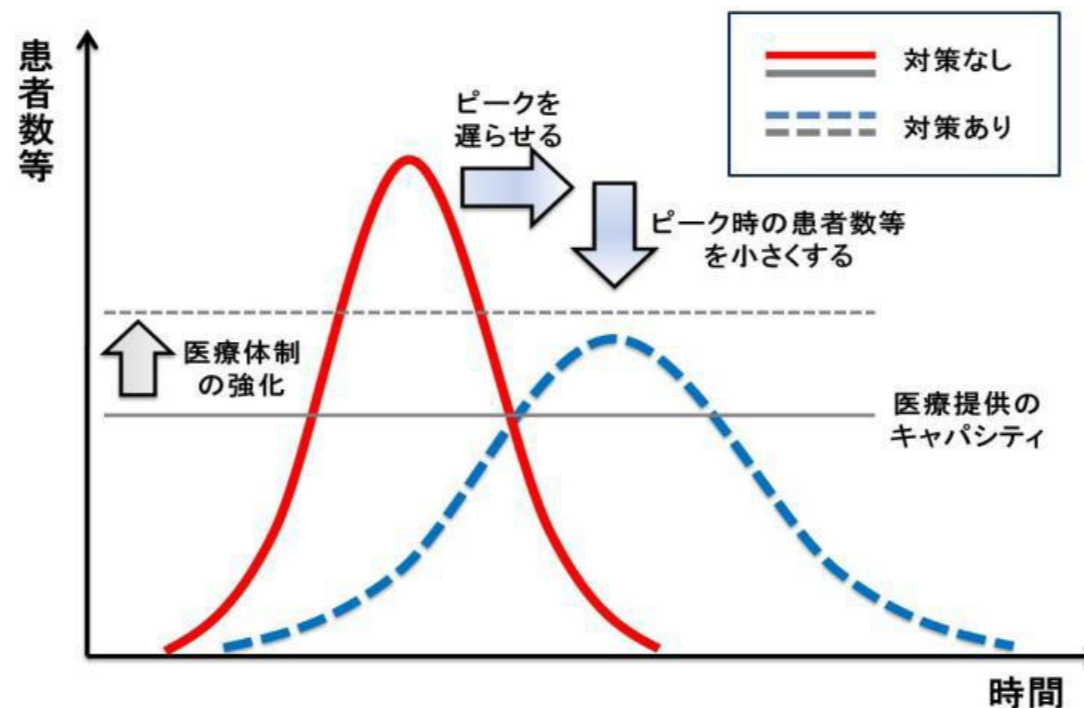
平成25年6月7日 新型インフルエンザ等対策政府行動計画策定

平成25年11月 富山県新型インフルエンザ等対策行動計画策定

対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- * 社会状況に応じて臨機応変に対応する。

対策の効果、概念図



対象となる感染症

- ① 感染症法第6条第7項
 - ・新型インフルエンザ
 - ・過去に世界的規模で流行したインフルエンザ
- ② 感染症法第6条第9項
 - ・新感染症で、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

参考：流行規模・被害想定(滑川市)

- 発病率 全人口の約25%
- 総人口 33,897人(平成24年10月1日)
- 医療機関受診患者数 約3,400人～約6,600人
- 死亡者数 約45人～約170人
- 従業員の欠勤最大40%程度 (ピーク時の約2週間)

* 上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制等を一切考慮していない。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携・協力
- 記録の作成・保存

発生段階ごとの主な対策

区分	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	
発生段階ごとの状態	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生している状態	県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
実施体制	・市行動計画の作成、見直し ・連携体制の整備 ・業務継続計画の点検、見直し	・庁内連絡会議の設置	・任意の「市対策本部」の設置	・特措法に基づく「市対策本部」の設置	→	・対策本部の廃止 ・対策の評価、見直し
情報提供・共有	・各部局・関係機関等で情報共有 ・相談窓口の設置に向けた準備	・市民への情報提供 ・相談窓口の設置	・市民に対する詳細な情報の提供 ・相談窓口の充実、強化	・市民に対してリアルタイムに情報を提供 ・相談窓口の充実、強化	→	・情報提供の評価、見直し ・相談窓口の縮小
まん延防止に関する措置	・個人、職場での感染予防対策の普及啓発	・感染予防対策の実施 ・海外渡航者に対する注意喚起	・感染予防対策の徹底 ・施設における感染予防対策の実施を要請	→	→	・第二波に備え、注意喚起を行う
予防接種	・接種体制の構築	・特定接種の開始 ・住民接種の準備	・住民接種の開始	→	→	・第二波に備え、住民接種を継続
医療					・在宅で療養する患者への支援	
市民生活及び市民経済の安定の確保	・要援護者等の把握 ・火葬能力の把握 ・物資、資材の備蓄	・要援護者等への情報提供 ・職場における感染予防策の準備 ・遺体の火葬、安置等の準備 ・食料品、生活必需品等の備蓄要請	・要援護者等への支援 ・従業員の健康管理の要請 ・遺体の火葬、安置等の準備 ・生活関連物資等の価格安定の要請	→	→	・業務の再開 ・緊急事態措置の縮小、中止